ぎふ木育全県展開推進事業

『ぎふ木育ひろば』が主体となり、独自に企画、提案する

ぎふ木育活動にかかる経費を支援します！

１０万円までは負担なし

条件：ぎふ木育指導者（ぎふ木育推進員、ぎふ木育指導員、ぎふ木育サポーター）を
　　　活用する企画であること

補助対象経費：講師への報償費及び旅費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、保険料、
　　　　　　　道具リース費　　※詳細は裏面参照

★令和５年度活用事例

・児童館　夏休み木育教室（木のおもちゃで遊ぼう、木の楽器をつくろう！）
・子育て支援施設　カッティングボードづくり、森のクリスマスオーナメントづくり
・子育て支援センター　けん玉ワークショップ、しめ縄づくり、けずり華ワークショップ
・子育て支援センター　くむんだー（木のジャングルジム）ワークショップ

オリジナルな取組をお待ちしています！

申請方法：県庁 林政部 森林活用推進課課 木育推進係へお問い合わせください。
　メール：c11513@pref.gifu.lg.jp，FAX：058-278-2702
　郵送先：〒500-8570　岐阜市薮田南2-1-1

補助対象経費

別表１（第４関係）

費目	補助対象経費	厳守事項
報償費	講師及び補助者への謝金 ただし、講師及び補助者は、ぎふ木育推進員、ぎふ木育指導員又はぎふ木育サポーターに限る。 ※講　師：プログラムを主体的に実施する指導者 ※補助者：講師の補助を行う者	・講師への報償費は、１人あたり１時間につき２，８００円を上限とし、実施当日の指導時間数に加え、当該活動に係る事前の打合せ等に要した時間を１プログラムあたり最大４時間まで支払うことができる。 ただし、ぎふ木育サポーターへの報償費は、１人あたり１時間につき１，０００円を上限とする。 ・補助者の報償費は、１人あたり１時間につき１，０００円を上限とし、指導時間のみ支払うことができる。 ・報償費は３０分単位で積算し、３０分未満は切り捨てとする。
旅費	講師及び補助者の旅費 ただし、講師及び補助者は、ぎふ木育推進員、ぎふ木育指導員又はぎふ木育サポーターに限る。	・原則として実費弁償とする。 ・宿泊に係る経費は対象外とする。 ・公共交通機関利用の場合は実費とする。 ・自家用車利用の場合は、１キロメートルにつき３７円とし、有料道路の利用料を加えた額を上限とする。距離は全路程を通算して計算することとし、通算した路程に１キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 なお、出発地から２キロメートル以内の場合は対象外とする。
需用費	（消耗品費） プログラム実施に直接必要な事務用品や木製品キット、材料等の購入費コピー代等 （印刷製本費） 募集チラシや資料の印刷代、写真現像代等	・木のおもちゃの購入費は対象外とする。 ・他の用途との使用の区別が困難な費用等は対象外とする。
役務費	（通信運搬費） 郵便料、運搬料等 （保険料） プログラムに係る保険料等	・他の用途との使用の区別が困難な電話・ＦＡＸ代等は対象外とする。
使用料	道具リース費等	
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費	・当該施設が雇用するぎふ木育推進員、ぎふ木育指導員及びぎふ木育サポーターの賃金、通勤手当等は補助対象外とする。